

2026年度入学者用

履修の手引

大学院



医療創生大学

医療創生大学の教育理念・目的

科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生

医療創生大学の教育方針

医療創生大学は、「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」という教育理念・目的に基づいて教育研究活動を行い、社会に有為な保健医療人材の養成を目指しています。

教育理念（目標）の実現に向けて、本学で何をどのように学び、卒業時・修了時に、何を身につけたか、何ができるようになったかという観点から、本学の特色を踏まえたディプロマポリシー（学位授与方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を策定しています。

Ⅰ人材養成に関する目的及び教育研究上の目的

医療創生大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

Ⅰディプロマポリシー（学位授与の方針）

医療創生大学（以下本学）は、教育理念・目的に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 専門分野に関する深い学識、高度な研究能力・技術力を修得している。
2. 科学的な論理的思考に基づいた高い問題解決能力を修得している。
3. 専門領域における理論と技術を展開できる能力を修得している。
4. 研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマニズムと高い倫理観を身につけている。
5. 研究活動に必要な高いコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。

Ⅰカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学では、教育理念・目的を達成するために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1. 研究者・技術者・医療人として確かな知識・研究能力と高い技術力を身につけるための科目を配置するとともに学位論文作成指導を行う。
2. 高度な論理的解釈能力、及び諸問題に柔軟かつ適切に対応できる問題解決能力を養うための科目を配置する。
3. 研究者・技術者・医療人としての理論と技術を創造的に展開できる能力を養うための科目を配置する。
4. 研究者・技術者・医療人としての役割を果たすために必要なヒューマニズムと高い倫理観を養うことを目的とした教育課程を編成する。
5. 高いコミュニケーション能力及び外国語力を身につけるための科目を配置する。

Ⅰアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

本学は、教育理念・目的と以下の方針に基づいて入学者を受け入れます。

1. 修士課程では、学士と同等の基礎的な知識や能力を身につけている人
2. 博士後期課程では、修士と同等の深い学識、高度な研究能力、技術力を身につけている人
3. 修士課程では、学士と同等の思考力・判断力・表現力を身につけている人
4. 博士後期課程では、修士と同等の高度な思考力・判断力・表現力を身につけている人
5. 研究者として自ら課題を発見し解決する意欲のある人
6. 高度職業人に必要な高い能力の習得を目指す人
7. 確かなコミュニケーション能力と高い倫理観を持ち、責任ある行動を取ることができる人

目 次

大学院概要	3
-------	---

大学院の授業

1. 授業の期間（学年・学期）	3
2. 授業科目の履修	3

授業科目の構成

1. 学修期間	4
2. 授業科目の分類	4
3. 授業科目の配当学年	4

単 位

1. 単位数	5
2. 単位の認定	5

履修計画・登録

1. 履修登録の決まりごと	6
2. 再履修	6
3. 長期履修	6

成 績

1. 成績評価	7
2. GPA制度	7
3. 成績表・修了可否通知	7

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講	8
2. 休学者が復学した場合の履修	8

生命理工学研究科のカリキュラム

1. 生命理工学研究科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的	9
2. 生命理工学研究科の学位	10
3. 生命理工学研究科の3つのポリシー	11
4. 生命理工学研究科の指導計画	14
5. 学位論文合格判定基準	15
6. 履修要綱	16
7. 生命理工学専攻のカリキュラム・マップ	19

人文学研究科のカリキュラム

1. 人文学研究科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的	21
2. 人文学研究科の学位	21
3. 人文学研究科の3つのポリシー	22
4. 人文学研究科の指導計画	24
5. 学位論文合格判定基準	25
6. 履修要綱	26
7. 臨床心理学専攻のカリキュラム・マップ	29

学則等諸規則

1. 大学院学則	30
2. 学位規程	33
3. 学生規程	34
4. 大学院長期履修規程	35
5. 研究生規程	36
6. 研究生申込手続要領	36
7. 科目等履修生申込手続要領	37
8. 聴講生申込手続要領	37

学校法人医療創生大学 個人情報保護への取組み

キャンパス案内図

大学院概要

医療創生大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

大学院の授業

1. 授業の期間（学年・学期）について

本大学院の「学年」は4月1日から翌年3月31日までの間とし、1年間の学修期間を2つの学期に区分しています。

前期 4月1日から9月21日まで

後期 9月22日から翌年3月31日まで

※後期授業の開始は年度により変更する場合がありますので、年度ごとに配布されるスクールカレンダーを確認してください。

2. 授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて大学院学則に定められています。学生のみなさんは大学院学則に基づいて履修計画を立て、修了に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、大学院学則を基に授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修してください。

大学院では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、大学院学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請することです。修了のための要件は厳格に定められていますので、1年生から計画的に履修する必要があります。

履修登録の方法については、本手引P.6「履修計画・登録」および各研究科の履修要綱を参照してください。

授業科目の構成

1. 学修期間について

学修期間により、以下のように授業科目が区分されています。

- 通年科目：1年間（30週）にわたって履修する科目
- 前期科目：前期（15週）にわたって履修する科目
- 後期科目：後期（15週）にわたって履修する科目

※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（＝集中講義）。

2. 授業科目の分類について

必修科目	課程修了資格を得るために必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	課程修了に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
選択科目	課程修了に必要な所定の単位数を満たす上で選択できる科目
自由科目	課程修了に必要な単位の中に含まれない科目

3. 授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む）。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する場合があります。当該年度の履修科目は必ず単位修得するよう心がけましょう。

単 位

本大学院では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位が与えられる制度をいいます。

1. 単位数について

授業科目の単位数は、すべて大学院学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のこと、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって1単位とすることを標準とします。

ただし、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なり、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本大学院の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本大学院では1時限の授業を2時間とみなしています。

講 義 ・ 演 習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

- 履修登録が確実に行われていること。
- 当該科目の授業に3分の2を超えて出席していること。
- 当該科目の評価が合格点（P.7参照）に達していること。

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。

また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修する科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1. 履修登録の決まりごとについて

- 履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間すべての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにしてください。
- 履修登録をしていない科目は、受講して試験を受けても単位が認められません。
- 時間割表の2ヶ所以上で開講されている科目については、どこか1ヶ所で履修してください。
- 一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- 同一時限に2科目以上を履修登録することはできません。
- 授業開始後の所定の期間内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更）を認めます。
- 一度修得した単位および成績は取り消すことができませんので、慎重に計画を立ててください。
- 履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

2. 再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。

再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。

- 必修科目の単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
- その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
- 再履修科目の履修登録・試験などは、新規に履修する科目の場合と同様です。

3. 長期履修について

長期履修とは、標準修業年限を超えて、大学院が定める期間内で履修期間を延長できる制度のことです。

本大学院では生命理工学研究科で長期履修制度を導入しております。

対象者は次のいずれかに該当する方で修業年限内での修学が困難な事情にある方になります。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限における最終年次となる者を除きます。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

成績

1. 成績評価について

成績は、S・A・B・C・Fの評価で表し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とします。合格判定科目については、PまたはHで表し、Pを合格、Hを不合格とします。他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表します。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

点数	評価	合否
100点～90点	S	合格
89点～80点	A	
79点～70点	B	
69点～60点	C	
59点以下	F	不合格

2. GPA制度について

(1) GPAとは

Grade Point Averageの略で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたものです。この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

(2) GPAの計算方法

成績評価のS、A、B、C、Fにそれぞれ4、3、2、1、0の数値（GP）を与えます。次にそれぞれのGPに科目の単位数を乗じ、その合計を履修科目の総単位数で除して算出します。GPAは小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とします。

【計算例】

- ① 「心理学概論」（2単位）A 3（GP）
- ② 「コンピュータリテラシー」（1単位）S 4（GP）

$(3 \times 2 + 4 \times 1) \div (2 + 1) = 3.3$				
G	単	G	単	G
P	位	P	位	P
①	①	②	②	A

(3) 本大学院におけるGPAのルール

本大学院では、次のようなルールでGPAを計算します。

- 修了に関わるすべての履修科目を対象とする。
- 合格判定科目（P、H）及び認定科目（単位互換による他大学の単位等）は含めない。
- 不合格科目も計算の対象とする。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がります。）

(4) GPAの利用

- 奨学金等採用判定基準
- 修学支援及び履修指導

GPAの詳細については、事務局（本館1階）に問合せください。

3. 成績表・修了合否通知について

成績表は、次学期始めのガイダンスにて学生本人に配付し、学期末に保証人宛に通知します。

修了合格通知は、学生本人には2月下旬に本館1階エントランス内に掲示でお知らせします。また、3月上旬頃に保証人宛に通知します。

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講

他研究科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

(1) 特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

〔認可基準〕

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

- ① 自分の学年または自分より下の学年に担当された科目であること。
- ② 教育設備に余裕があること。
- ③ 受講する能力があると認められること。
- ④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
- ⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

〔受講手続〕

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に事務局（本館1階）にある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

(2) 聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、授業を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に事務局（本館1階）にある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

2. 休学者が復学した場合の履修

修了に必要な要件は、入学した年度の「履修の手引」によります。

なお、復学する学年は、事務局（本館1階）にて問い合わせてください。

生命理工学研究科のカリキュラム

1. 生命理工学研究科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

生命理工学専攻(修士課程)

生命理工学研究科生命理工学専攻(修士課程)では、「科学的根拠に基づいた、術を備えた慈愛のある医療人の創生」を目的として、健康科学と人間工学を基盤とし、健康の維持と増進に寄与し、医療現場の中核となりうる深い知識と研究能力・実践力を兼ね備えた研究者・技術者・医療人を養成する。

生命理工学専攻(博士後期課程)

生命理工学研究科生命理工学専攻(博士後期課程)では、「科学的根拠に基づいた、術を備えた慈愛のある医療人の創生」を目的として、健康科学と健康医療科学分野における高度な知識と創造的な研究能力を資する教育・研究者、さらに医療の現場で中核となりうる慈愛と科学的な論理的思考力を兼ね備えた高度医療専門職リーダーを養成する。

2. 生命理工学研究科の学位

生命理工学専攻(修士課程)

生命理工学研究科生命理工学専攻(修士課程)では、2年以上在学し、専攻の定める所要授業科目について必修科目16単位、選択科目から14単位以上、計30単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に学位を授与します。ただし、通算在学年数(休学期間は算入しない)は4年を超えてできません。

また、修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とします。

なお、在学期間が満たない場合であっても、優れた研究業績を上げたものと研究科教授会において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとし、学位を授与します。

生命理工学研究科生命理工学専攻(修士課程)の修了生に与えられる学位は、次のとおりです。

専攻名	修士の学位
生命理工学専攻(修士課程)	修士(生命理工学)

生命理工学専攻(博士後期課程)

生命理工学研究科生命理工学専攻(博士後期課程)では、3年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について、16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に学位を授与します。ただし、通算在学年数(休学期間は算入しない)は6年を超えてできません。

また、本学の大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認定され、生命理工学専攻(博士後期課程)へ入学した者は、専攻の定める所要授業科目の16単位に加え、生命理工学専攻(修士課程)の定める所要授業科目のうち、14単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に学位を授与します。ただし、通算在学年数(休学期間は算入しない)は6年を超えてできません。

なお、在学期間が満たない場合であっても、優れた研究業績を上げたものと研究科教授会において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとし、学位を授与します。

生命理工学研究科生命理工学専攻(博士後期課程)の修了生に与えられる学位は、次のとおりです。

専攻名	博士の学位
生命理工学専攻(博士後期課程)	博士(生命理工学)

3. 生命理工学研究科の3つのポリシー

ディプロマポリシー(学位授与方針)

生命理工学研究科は、本学の教育理念・目的と学位授与方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出し最終試験に合格した学生に修了を認定し、学位を授与します。

1. 健康医療、人間工学に関する深い学識、高度な研究能力・技術力を修得している。
2. 研究者・技術者・医療人として、科学的な論理的思考に基づいた高い問題解決能力を修得している。
3. 研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけ、健康医療・人間工学の専門領域における理論と技術を応用し展開できる能力を修得している。
4. 研究活動に必要なコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。

カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施方針)

生命理工学研究科は、本学の教育理念・目的と学位授与方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 研究者・技術者・医療人として確かな知識・研究能力と高い技術力を身につけるために「特別研究Ⅰ、Ⅱ」、および多様な「関連選択科目」を配置する。(生命理工学研究科ディプロマポリシー1に対応)
2. 高度な論理的解釈能力、及び諸問題に柔軟かつ適切に対応できる問題解決能力を養うために「特別研究Ⅰ、Ⅱ」、および多様な「関連選択科目」を配置する。(生命理工学研究科ディプロマポリシー2に対応)
3. 研究者・技術者・医療人としての理論と技術を創造的に展開できる能力を養うために、「特別研究Ⅰ、Ⅱ」、および学位論文作成指導を行う。(生命理工学研究科ディプロマポリシー3に対応)
4. 高いコミュニケーション能力及び外国語力を身につけるために「研究講読/特別講読Ⅰ、Ⅱ」を配置する。(生命理工学研究科ディプロマポリシー4に対応)

アドミッションポリシー(入学者受け入れ方針)

生命理工学研究科は、本学の教育理念・目的と学位授与方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 修士課程では、学士課程における専門課程と同等の基礎的な知識や能力を身につけている人、及び博士後期課程では、大学院修士課程における専門課程と同等の深い学識、高度な研究能力、技術力を身につけている人(生命理工学研究科カリキュラムポリシー1に対応)
2. 健康医療・人間工学の分野において、研究者として自ら課題を発見し解決する意欲のある人(生命理工学研究科カリキュラムポリシー2、3に対応)
3. 高度職業人に必要な高い能力の習得を目指す人(生命理工学研究科カリキュラムポリシー4に対応)
4. 確かなコミュニケーション能力と高い倫理観を持ち、責任ある行動を取ることができる人(生命理工学研究科カリキュラムポリシー4に対応)

3-1. 生命理工学専攻（修士課程）

ディプロマポリシー(学位授与の方針)

生命理工学専攻（修士課程）は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出し最終試験に合格した学生に修士（生命理工学）の学位を授与します。

1. 健康医療・人間工学領域における深い学識・高度な研究能力・技術力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー1に対応）
2. 研究者・技術者・医療人として、科学的な論理的思考に基づいた問題解決能力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー2に対応）
3. 研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけ、健康医療・人間工学の専門領域における理論と技術を応用し展開できる能力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー3に対応）
4. 研究活動に必要なコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー4に対応）

カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)

生命理工学専攻（修士課程）は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 研究者・技術者・医療人として確かな知識・研究能力と高い技術力を身につけるために、1年次に「生命理工学特別研究Ⅰ」、2年次に「生命理工学特別研究Ⅱ」、及び多様な「関連選択科目」を配置する。（修士課程ディプロマポリシー1に対応）
2. 高度な論理的解釈能力、及び諸問題に柔軟かつ適切に対応できる問題解決能力を養うために1年次に「生命理工学特別研究Ⅰ」、2年次に「生命理工学特別研究Ⅱ」、および多様な「関連選択科目」を配置する。（修士課程ディプロマポリシー2に対応）
3. 研究指導においては、研究者・技術者・医療人としての理論と技術を創造的に展開できる能力を養うために、1年次より国内外の文献の調査に基づく必要な情報の収集、研究データの適切な解釈、学会等での研究発表等を指導し、2年次には学位論文作成指導を行う。（修士課程ディプロマポリシー3に対応）
4. 高いコミュニケーション能力及び外国語力を身につけるために1年次に「生命理工学研究講読Ⅰ」、2年次に「生命理工学研究講読Ⅱ」を配置する。（修士課程ディプロマポリシー4に対応）

アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)

生命理工学専攻（修士課程）は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 学士課程における健康医療・人間工学の学修内容について、基礎的な知識や能力を身につけている人（生命理工学研究科カリキュラムポリシー1に対応）
2. 健康医療・人間工学の分野において、研究者として高い倫理観を持ち、自ら課題を発見し解決する意欲のある人（生命理工学研究科カリキュラムポリシー2、3に対応）
3. 高度職業人に必要な高い能力の習得を目指す人（生命理工学研究科カリキュラムポリシー4に対応）
4. 専門的知識や高い研究能力を身につけ、国際的に活躍したい人（生命理工学研究科カリキュラムポリシー4に対応）
5. 確かなコミュニケーション能力を持ち、責任ある行動を取ることができる人（生命理工学研究科カリキュラムポリシー4に対応）

3-2. 生命理工学専攻（博士後期課程）

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

生命理工学専攻（博士後期課程）は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出し最終試験に合格した学生に修了を認定し、博士（生命理工学）の学位を授与します。

1. 健康医療・人間工学に関する深い学識、高度な研究能力・技術力を習得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー1に対応）
2. 研究者・技術者・医療人として、科学的な論理的思考に基づいた、問題解決能力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー2に対応）
3. 研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマンイズムと倫理観を身につけ、健康医療・人間工学の専門領域における理論と技術を応用し展開できる能力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー3に対応）
4. 研究活動に必要な高いコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。（生命理工学研究科ディプロマポリシー4に対応）

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

生命理工学専攻（博士後期課程）は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 研究者・技術者・医療人リーダーとして、専門分野における豊かな学識と問題解決能力を身につけるために、1年次に「生命理工学特別研究DⅠ」、2～3年次に「生命理工学特別研究DⅡ」を配置する。（博士後期課程ディプロマポリシー1に対応）
2. 高度な論理的解釈能力、及び諸問題に柔軟かつ適切に対応できる問題解決能力を養うために、1年次に「生命理工学特別研究DⅠ」、2～3年次に「生命理工学特別研究DⅡ」を配置する。（博士後期課程ディプロマポリシー2に対応）
3. 研究指導においては、国内外の文献の調査に基づく必要な情報の収集、研究データの適切な解釈、学会等での研究発表、国際誌への論文投稿等を指導することによって、研究者・技術者・医療人リーダーとして高度な理論と技術を創造的に展開し、国内外で広く活躍できる能力を育成する教育を行う。（博士後期課程ディプロマポリシー3に対応）
4. 研究課題に関する情報を文献調査から入手し、国内外の学会や会議への参加や研究者との交流を行いながら国際的に活躍できるコミュニケーション能力を養うために、1年次に「生命理工学特別講読DⅠ」、2～3年次に「生命理工学特別講読DⅡ」を配置する。（博士後期課程ディプロマポリシー4に対応）

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

生命理工学専攻（博士後期課程）は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 大学院修士課程における専門課程と同等の深い学識、高度な研究能力、技術力を身につけている人（博士後期課程カリキュラムポリシー1に対応）
2. 研究者・高度職業人として高い能力を習得し、国際的に活躍できる研究者・技術者・医療人リーダーになりたいという意志と目標を持っている人（博士後期課程カリキュラムポリシー2に対応）
3. 健康医療・人間工学の分野において、高い倫理観を持ち自ら課題を発見し創造的研究を行う意欲のある人（博士後期課程カリキュラムポリシー3に対応）
4. 優れたコミュニケーション能力を持ち、責任ある行動を取ることができる人（博士後期課程カリキュラムポリシー4に対応）

4. 生命理工学研究科の指導計画

生命理工学研究科 指導計画（学位取得までの流れ）

生命理工学専攻（修士課程）

1年次	4月 4月末 通年 通年 3月末	9月 9月末 通年 通年 8月末	1) 入学 2) 研究計画書の提出 研究遂行 必要科目の履修 3) 各年次研究報告書の提出
2年次	4月末 通年 通年 12～1月 2～3月 3月	9月末 通年 通年 6～7月 8～9月 9月	1) 研究計画書の提出 研究遂行 必要科目の履修 2) 修士論文作成 3) 修士論文・書類一式の提出 ⇒ 修士論文審査 4) 最終試験（公開発表） 5) 学位の授与（修了）

※提出時期については目安の時期となっています。詳細は各専攻にて確認してください。

※研究内容によっては研究倫理審査申請が必要となります。学内規定に従って手続きしてください。

※修士論文の作成にあたっては、修了要件を確認のうえ、P.15「修士学位論文合格判定基準」を確認してください。

※「審査論文・書類一式」の提出にあたっては、P.33 学位規程を参照してください。

生命理工学専攻（博士後期課程）

1年次	4月 4月末 通年 通年 3月末	9月 9月末 通年 通年 8月末	1) 入学 2) 研究計画書の提出 研究遂行 必要科目の履修 3) 各年次研究報告書の提出
2年次	4月末 通年 通年 2月末 3月末	9月末 通年 通年 7月末 8月末	1) 研究計画書の提出 研究遂行 必要科目の履修 2) 中間発表会 3) 各年次研究報告書の提出
3年次	4月末 通年 9月末 10月末 12～1月 2～3月 3月	9月末 通年 2月末 4月末 6～7月 8～9月 9月	1) 研究計画書の提出 研究遂行 2) 博士論文計画書の提出 3) 外部審査委員依頼書の提出 4) 学位申請書・博士論文・関連書類（様式1～5）の提出 5) 論文審査および最終試験（公聴会） 6) 学位の授与（修了）

※提出時期については目安の時期となっています。詳細は専攻にて確認してください。

※研究内容によっては研究倫理審査申請が必要となります。学内規定に従って手続きしてください。

※「博士論文計画書」の提出にあたっては、修了要件を確認のうえ、論文審査までにP.15「博士学位論文合格判定基準」を満たすものかを十分に検討してください。

※「審査論文」の提出にあたっては、P.33 学位規程を参照してください。

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

5. 学位論文合格判定基準

生命理工学研究科生命理工学専攻（修士課程） 修士学位論文合格判定基準

1. 医療創生大学大学院生命理工学研究科のディプロマポリシーに従い、修士学位論文（以下修士論文）として基本的な知識・技術・問題解決能力等が認められる論文であること。
2. 修士論文は、生命理工学専攻に関連する分野における新しい知見や進展を含む内容の論文であること。
3. 修士論文は以下の条件を満たすように構成されていること。
 - (1) 論文題目が適切である。
 - (2) 研究の背景がわかりやすく記述されており、研究の目的や意義が明確である。
 - (3) 研究方法（実験方法）が十分吟味されている。
 - (4) 研究結果が図表などを用いて分かりやすく整理されている。
 - (5) 研究結果に基づいて論理的な考察がなされ、研究目的に対応した結論が適切に導き出されている。
 - (6) 当該研究に関係する国内外の文献が適切に引用されている。
4. 提出された修士論文は審査委員（主査、副査）による審査を経ていること。
5. 論文内容に沿って発表要旨が提出されており、口頭発表は論理的で分かりやすい構成になっていること。
6. 原則として、得られた研究成果が当該分野の学会などにおいて発表もしくは論文発表（特許出願を含む）されていること（確約されている場合を含む）。
7. 上記項目1から6までをすべて満たしていること。

生命理工学研究科生命理工学専攻（博士後期課程） 博士学位論文合格判定基準

1. 医療創生大学大学院生命理工学研究科のディプロマポリシーに従い、博士学位論文（以下博士論文）として基本的な知識・技術・問題解決能力等が認められる論文であること。
2. 博士論文は、生命理工学に関連する分野における新しい知見や進展を含む内容の論文であること。
3. 博士論文は以下の条件を満たすように構成されていること。
 - (1) 論文題目が適切である。
 - (2) 研究の背景がわかりやすく記述されており、研究の目的や意義が明確である。
 - (3) 研究方法（実験方法）が十分吟味されている。
 - (4) 研究結果が図表などを用いて分かりやすく整理されており、それに基づいて論理的な考察がなされている。
 - (5) 研究目的に適合した結論が導き出されている。
 - (6) 当該研究に関係する国内外の文献が適切に引用されている。
4. 博士論文は審査委員（主査、副査）による審査を経ていること。
5. 公聴会において、博士論文が当該研究分野における学術的もしくは応用的側面において有意義な成果を含んでいることが認められたこと。
6. 得られた研究成果に関する論文発表が以下の条件を満たしていること。
 - (1) 課程博士
 - ① 博士論文に関わる研究内容が査読付きの学術雑誌に2編以上掲載済みであるか掲載が確約されていること。
 - ② 少なくとも1編は学位申請者が筆頭著者で、ジャーナルサイテーションレポート（JCR）のリストに掲載されている英文雑誌であること。
 - (2) 論文博士
 - ① 博士論文に関わる研究内容が査読付きの学術雑誌に3編以上掲載済みであるか掲載が確約されていること。また、そのうち2編は学位申請者が筆頭著者になっていること。
 - ② 申請者が筆頭著者になっている論文のうち、少なくとも1編はジャーナルサイテーションレポート（JCR）のリストに掲載されている英文雑誌であること。
7. 上記項目1から6までをすべて満たしていること。

6. 履修要綱

(1) 修了要件

課程修了に必要な条件は、次のとおりです。

- ① 修士課程においては2年以上、博士後期課程においては3年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
なお、研究科教授会において優れた研究業績をあげたものと認められた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 修士課程は、課程修了に必要な科目及び単位数(30単位以上)を修得していること。
- ③ 博士後期課程は、課程修了に必要な科目及び単位数(16単位以上。ただし、大学院学則第31条2(3)による入学者は30単位以上)を修得していること。
- ④ 学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格していること。

(2) 学位論文の提出及び最終試験

- ① 学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ論文の主題とその研究計画を期限までに当該指導教員に提出し、承認を得なければなりません。
- ② 修士及び博士の学位論文はPDF形式で作成し、当該指導教員を通じて教務学生課に提出してください。提出期限に遅れた論文は受理されませんので注意してください。
- ③ 修士課程・博士後期課程の最終試験及び論文審査は、課程修了に必要な単位数を修得した者及び修得見込みの者を対象とします。
- ④ 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある専攻の授業科目及び1か国以上の外国語について、口頭又は筆記試験によって行います。
- ⑤ 学位論文の審査にあたって、審査料を徴収することがあります。
なお、一度納入された審査料は、理由によらず返還されません。

(3) 履修方法

① 生命理工学研究科修士課程

- i 下表に定められた各専攻の授業科目を、指導教員の指導のもとに必修16単位、選択14単位以上を履修します。
- ii 論文指導は各専攻の特別研究 I・II 及び研究講読 I・II で行うので、指導教員が担当する科目を履修してください。

課程 専攻	修 士 課 程				備 考
	授 業 科 目	単 位 数			
		必 修	選 択	自 由	
生命理工学専攻 (修士課程)	生命理工学特別研究 I	6			論文指導は特別研究 I、II 及び研究講読 I、II で行う。
	生命理工学特別研究 II	6			
	生命理工学研究講読 I	2			
	生命理工学研究講読 II	2			
	健康医療科学研究法特論 I		2		
	健康医療科学研究法特論 II		2		
	生物統計学特論		2		
	健康医療における教育特論		2		
	健康医療における学習特論		2		
	科学的根拠に基づく医療の理論と実践		2		
	リハビリテーション学特論		2		
	内部障害リハビリテーション特論		1		
	実践内部障害リハビリテーション演習		1		
	運動器リハビリテーション特論		1		
	実践運動器リハビリテーション演習		1		
	神経リハビリテーション特論		1		
	実践神経リハビリテーション演習		1		
	精神リハビリテーション特論		1		
	実践精神リハビリテーション演習		1		
	看護学研究法 I		2		
	看護学研究法 II		2		
	実践基礎看護学特論		2		
	実践基礎看護学演習		2		
	看護工学特論		2		
	看護工学演習		2		
	公衆衛生看護学特論		2		
	公衆衛生看護学演習		2		
計	16	38			

② 生命理工学研究科博士後期課程

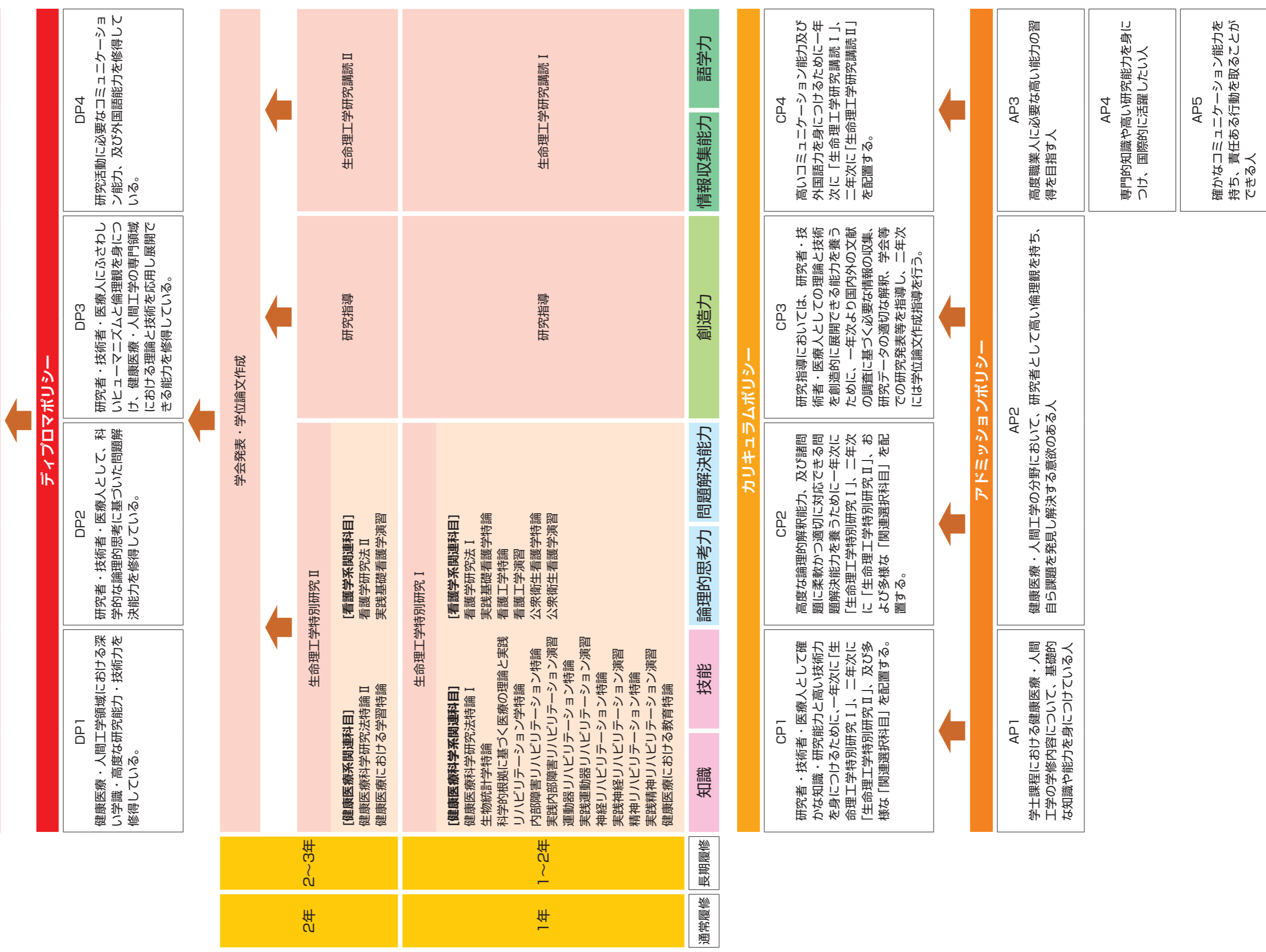
- i 下表に定められた各専攻の授業科目を、指導教員の指導のもとに選択し、16単位以上を履修します。ただし、大学院学則第31条2(3)による入学者は生命理工学専攻(修士課程)の定める所要授業科目のうち14単位以上を履修し、合わせて30単位以上を履修します。

課程 専攻	博士後期課程				備考
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
生命理工学専攻 (博士後期課程)	生命理工学特別講読D I	2			※特別講読D・特別研究Dとも、Iを履修した上でIIを履修すること。 ※修得すべき単位は16単位以上で、かつ指導教員による研究指導を必ず受けること。
	生命理工学特別講読D II	2			
	生命理工学特別研究D I	6			
	生命理工学特別研究D II	6			
	健康医療における教育特論D		2		
	健康医療における学習特論D		2		
	計	16	4		

生命理工学研究科 生命理工学専攻 修士課程 カリキュラム・マップ

養成する人材像

生命理工学研究科生命理工学専攻（修士課程）では、「科学的根拠に基づいた、術を備えた慈愛のある医療人の創生」を目的として、健康科学と人間工学を基盤とし、健康の維持と増進に寄与し、医療現場の中核となりうる深い知識と研究能力・実践力を兼ね備えた研究者・技術者・医療人を養成する。



生命理工学研究科 生命理工学専攻 博士後期課程 カリキュラム・マップ

養成する人材像

生命理工学研究科生命理工学専攻（博士後期課程）では、「科学的根拠に基づいた、術を備えた慈愛のある医療人の創生」を目的として、健康科学と健康医療科学分野における高度な知識と創造的な研究能力を資する教育・研究者、さらに医療の現場で中核となりうる慈愛と科学的な論理的思考力を兼ね備えた高度医療専門職リーダーを養成する。

ディプロマポリシー

DP1 健康医療、人間工学に関する深い学識、高度な研究能力・技術力を修得している。	DP2 研究者・技術者・医療人として、科学的な論理的思考に基づいた、問題解決能力を修得している。	DP3 研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけ、健康医療・人間工学の専門領域における理論と技術を応用し展開できる能力を修得している。	DP4 研究活動に必要な高いコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。
--	---	---	--

3年	4年	学会発表・学位論文作成			
2~3年	3~4年	生命理工学特別研究D II [関連科目] 健康医療における学習特論 D	研究指導	生命理工学特別講読D II	
1年	1~2年	生命理工学特別研究D I [関連科目] 健康医療における教育特論 D	研究指導	生命理工学特別講読D I	
通常履修	長期履修	知識	技能	論理的思考力	問題解決能力
				創造力	情報収集能力
					語学力

カリキュラムポリシー

CP1 研究者・技術者・医療人リーダーとして、専門分野における豊かな学識と問題解決能力を身につけるために、一年次に「生命理工学特別研究D I」、二～三年次に「生命理工学特別研究D II」を配置する。	CP2 高度な論理的解釈能力、及び諸問題に柔軟かつ適切に対応できる問題解決能力を養うために、一年次に「生命理工学特別研究D I」、二～三年次に「生命理工学特別研究D II」を配置する。	CP3 研究指導においては、国内外の文献の調査に基づく必要な情報の収集、研究データの適切な解釈、学会等での研究発表、国際誌への論文投稿等を指導することによって、研究者・技術者・医療人リーダーとして高度な理論と技術を創造的に展開し、国内外で広く活躍できる能力を育成する教育を行う。	CP4 研究課題に関する情報を文献調査から入手し、国内外の学会や会議への参加や研究者との交流を行いながら国際的に活躍できるコミュニケーション能力を養うために、一年次に「生命理工学特別講読D I」、二～三年次に「生命理工学特別講読D II」を配置する。
--	---	--	--

アドミッションポリシー

AP1 大学院修士課程における専門課程と同等の深い学識、高度な研究能力、技術力を身につけている人	AP2 研究者・高度職業人として高い能力を習得し、国際的に活躍できる研究者・技術者・医療人リーダーになりたいという意志と目標を持っている人	AP3 健康医療・人間工学の分野において、高い倫理観を持ち自ら課題を発見し創造的研究を行う意欲のある人	AP4 優れたコミュニケーション能力を持ち、責任ある行動を取ることができる人
---	--	--	---

人文学研究科のカリキュラム

1. 人文学研究科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

修士課程（臨床心理学専攻）を有する大学院人文学研究科は、本学の教育理念・目的を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、広く社会に貢献できる研究者および高度な専門的職業人を養成することを目的とする。

2. 人文学研究科の学位

臨床心理学専攻(修士課程)

人文学研究科臨床心理学専攻（修士課程）では、2年以上在学し、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に学位を授与します。ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は4年を超過できません。

また、修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とします。

なお、在学期間が満たない場合であっても、優れた研究業績を上げたものと研究科教授会において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとし、学位を授与します。

人文学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の修了生に与えられる学位は、次のとおりです。

専攻名	修士の学位
臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

3. 人文学研究科の3つのポリシー

人文学研究科は、本学の教育理念・目的と教育方針を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、広く社会に貢献できる研究者および高度な専門的職業人を養成することを目的とします。

ディプロマポリシー(学位授与の方針)

人文学研究科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に修了を認定し、学位を授与します。

1. 人間に関わる物事や問題を、専門分野の方法論を用いて探求し研究することができる。
2. 専門分野の知識を深めるとともに、幅広い教養を持ち、さまざまな思考の枠組みを用いて、実践的に研究することができる。
3. 自ら問いを立て、それに答える問題解決力を持ち、積極的に活動することができる。
4. 実社会のあらゆる場面に対応しうるコミュニケーション能力を持ち、状況に応じた高度の自己表現をすることができる。

カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)

人文学研究科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 専門分野の講義・演習・実習科目を設置し、確かな知識と研究・問題解決力の向上を図ります。(人文学研究科ディプロマポリシー1に対応)
2. 修士学位論文作成のための研究に自主的・意欲的に取り組める指導体制を構築します。(人文学研究科ディプロマポリシー2に対応)
3. 専門分野での研究・教育を通して、高度な専門知識を持った職業人および研究者を養成し、社会の発展に貢献します。(人文学研究科ディプロマポリシー3に対応)
4. 演習・実習科目の履修を通して、専門分野での討論・発表・コミュニケーション能力を養います。(人文学研究科ディプロマポリシー4に対応)

アドミッションポリシー(入学受け入れの方針)

人文学研究科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 人文学の専門分野に関する基礎的知識を持ち、さらに学び研究する意欲を持つ人(人文学研究科カリキュラムポリシー1に対応)
2. 社会に貢献できる高度な専門知識を備えた研究者および職業人を目指す人(人文学研究科カリキュラムポリシー2、3に対応)
3. 「公認心理師」や(公財)日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の受験資格の取得を希望する人(人文学研究科カリキュラムポリシー4に対応)

3-1. 臨床心理学専攻（修士課程）

臨床心理学専攻は、学部における心理学的教養の上に臨床心理学に関する学識を身につけ、高度な専門的研究ならびに実践の能力を養うことを目的としている。具体的には臨床心理士・公認心理師の養成を目指している。臨床心理士の養成については、(公財)日本臨床心理士資格認定協会の基準に基づき、公認心理師の養成については公認心理師法に定められた科目を基に、それぞれの受験資格を取得できるようにカリキュラムを編成している。内容は、実習を通して心理臨床の実務など実践的な能力を身につけることを中軸に、心理学研究の方法論を学ぶほか、基礎心理学の各領域にわたる科目をバランスよく整備し、基本的な心理学的素養の育成をはかるよう内容の充実に努めている。

このような教育体制によって、人間理解の広い視野と確実な学識に裏付けられた実践能力の高い心理臨床の専門家を養成することを目的としている。

ディプロマポリシー(学位授与の方針)

臨床心理学専攻は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に修了を認定し、学位を授与します。

1. 個人や社会に生じる様々な問題の理解と解決に役立つ、高度な心理学の知識と技能を身につけている。(人文学研究科ディプロマポリシー1に対応)
2. 専門的な臨床心理学の知識と技能に基づき、対象者を見立て、支援計画を提案できる。(人文学研究科ディプロマポリシー2に対応)
3. 心理臨床の場面に対応しうるコミュニケーション能力を持ち、状況に応じたふさわしい自己表現ができる。(人文学研究科ディプロマポリシー3に対応)
4. 自ら問いを立て、それに答える研究能力を持ち、積極的に活動できる。(人文学研究科ディプロマポリシー3に対応)
5. 臨床心理学の専門的知識を生かし、専門職業人として活躍するために学び続ける態度を身につけている。(人文学研究科ディプロマポリシー4に対応)

カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)

臨床心理学専攻では、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1. 心理学分野の講義・演習・実習科目を設置し、それぞれの分野での知識と研究能力の向上を図る。(臨床心理学専攻ディプロマポリシー1、2に対応)
2. 心理学の専門科目を配置するとともに修士学位論文の作成を指導する。(臨床心理学専攻ディプロマポリシー4に対応)
3. 参加型の学習を通して、臨床心理分野における今日的な課題や事象についての討論・研究発表・コミュニケーション能力の向上を図る。(臨床心理学専攻ディプロマポリシー3に対応)
4. 実習科目の履修を通して、臨床心理学に関わる高度な専門的職業人を養成し、地域社会の発展に貢献する。(臨床心理学専攻ディプロマポリシー5に対応)

アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)

臨床心理学専攻は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 臨床心理学の学部教育を基礎として、高度な専門知識や技術を身につけ、社会に貢献したい人(臨床心理学専攻カリキュラムポリシー1に対応)
2. 人の行動や心に関する明確な問題意識を持ち、対人支援に積極的に取り組み、かつ学び続ける意欲のある人(臨床心理学専攻カリキュラムポリシー2に対応)
3. 「公認心理師」ならびに/または(公財)日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の受験資格の取得を希望する人(臨床心理学専攻カリキュラムポリシー3、4に対応)

4. 人文学研究科の指導計画

人文学研究科 指導計画（学位取得までの流れ）

臨床心理学専攻（修士課程）

1年次	4月 通年 通年 6月末	1) 入学 研究遂行 必要科目の履修 2) 「研究課題について」の提出（指導教員の決定）
2年次	通年 通年 6月中旬 7月末 10月中旬 12月中旬 1月下旬 2月上旬 2月 3月	研究遂行 必要科目の履修 1) 構想発表会（修士論文研究計画発表） 〈1週間前までに抄録の提出〉 2) 修士論文作成 3) 「修士論文提出伺い」の提出 4) 中間（中間報告）発表会 〈1週間前までに抄録の提出〉 ⇒「修士論文提出伺い」の回答 5) 学位（修士）論文・書類一式の提出 ⇒修士論文口頭試問（審査・最終試験） 〈1週間前までに抄録の提出〉 6) 修了判定 7) 学位の授与（修了）

※時期については目安ですが、日付のあるものは提出期限を示しています。詳細は専攻で確認してください。

※研究内容によっては研究倫理審査申請が必要となります。学内規定に従って手続きしてください。

※修士論文の作成にあたっては、修了要件を確認のうえ、P.25「修士学位論文合格判定基準」を確認してください。

※学位論文の提出及び最終試験にあたっては、P.33 学位規程を参照してください。

5. 学位論文合格判定基準

人文学研究科臨床心理学専攻（修士課程） 修士学位論文合格判定基準

1. 医療創生大学大学院人文学研究科のディプロマポリシーに従い、修士学位論文（以下、修士論文）として基本的な知識・技術・問題解決能力等が認められる論文であること。
2. 修士論文は、臨床心理学に関連する分野における新しい知見や進展を含む内容の論文であること。
3. 修士論文は以下の条件すべてを満たすように構成されていること。
 - (1) 論文題目が適切である。
 - (2) 研究の背景がわかりやすく記述されており、研究の目的や意義が明確である。
 - (3) 研究方法（実験方法、調査方法など）が十分吟味されている。
 - (4) 研究結果が図表などを用いてわかりやすく整理されている。
 - (5) 研究結果に基づいて論理的な考察がなされ、研究目的に対応した結論が適切に、導き出されている。
 - (6) 当該研究に関係する文献が適切に引用されている。
4. 提出された修士論文は審査委員（主査、副査）による審査を経ていること。
5. 論文内容に沿って口頭発表が行われ、その発表は論理的でわかりやすい構成になっていること。
6. 原則として、得られた研究成果が当該分野の学会、もしくは書誌等で発表されていること（確約されている場合を含む）。
7. 上記項目1から6までをすべて満たしていること。

6. 履修要綱

(1) 修了要件

課程修了に必要な条件は、次のとおりです。

- ① 修士課程に2年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
なお、研究科教授会において優れた研究業績をあげたものと認められた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 修士課程は、課程修了に必要な科目及び単位数(30単位以上)を修得していること。
- ③ 学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格していること。

(2) 学位論文の提出及び最終試験

- ① 学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ論文の主題とその研究計画を期限までに当該指導教員に提出し、承認を得なければなりません。
- ② 修士の学位論文はPDF形式で作成し、当該指導教員を通じて教務学生課に提出してください。提出期限に遅れた論文は受理されませんので注意してください。
- ③ 修士課程の最終試験及び論文審査は、課程修了に必要な単位数を修得した者を対象とします。
- ④ 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある専攻の授業科目及び1か国以上の外国語について、口頭又は筆記試験によって行います。
- ⑤ 学位論文の審査にあたって、審査料を徴収することがあります。
なお、一度納入された審査料は、理由によらず返還されません。

(3) 履修方法

- i 下表に定められた各専攻の授業科目を、指導教員の指導のもとに選択し、30単位以上を履修します。
- ii 指導教員が担当する授業科目は、すべて履修してください。
- iii 心理実践実習Ⅱ、Ⅲには、実習費70,000円が必要となります。1年次後期授業料納入期限までに納入してください。なお、一度納入された実習費は、理由によらず返還されません。
- iv 臨床心理学専攻（修士課程）において、公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、別表に定める科目を履修してください。
- v 必修科目は、臨床心理学専攻の学生のみが履修できます。

課程 専攻	修 士 課 程					配当学年	備 考
	授 業 科 目	単 位 数					
		必 修	選 択	自 由			
臨床心理学専攻	臨床心理学特論	4			1	指導教員による論文指導は、特に授業時間を設けずに行う。	
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2			1		
	臨床心理面接特論Ⅱ	2			1		
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2			1		
	臨床心理査定演習Ⅱ	2			1		
	臨床心理基礎実習	4			1		
	心理実践実習Ⅰ		1		1		
	心理実践実習Ⅱ		3		1・2		
	心理実践実習Ⅲ		3		1・2		
	臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅳ)	2			2		
	心理実践実習Ⅴ		1		2		
	臨床心理実習Ⅱ	2			2		
	臨床心理学研究法特論		2		1		
	臨床心理学関連行政論		2		1・2		
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)		2		1・2		
	人格心理学特論		2		1・2		
	発達心理学特論		2		1・2		
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2		1・2		
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2		1・2		
	臨床精神病理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2		1・2		
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2		1・2		
	投映法特論		2		1		
	心理療法特論		2		1・2		
	臨床催眠学特論		2		1・2		
	リハビリテーション心理学特論		2		1・2		

課程 専攻	修 士 課 程					
	授 業 科 目	単 位 数			配当学年	備 考
		必 修	選 択	自 由		
臨床心理学専攻	臨床動作法特論		2		1・2	
	心理学特殊研究		2		1	
	臨床心理学特殊研究		4		2	
	表現療法特論		2		1・2	
	産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2		1・2	
	健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)		2		1・2	
	社会心理学特論		2		1・2	
	認知心理学特論		2		1・2	
	心理学実践演習Ⅰ		2		2	
	心理学実践演習Ⅱ		2		2	
	計	20	56			

別表：公認心理師関連科目

授 業 科 目	必修科目の 単位数	選択科目の 単位数	配当学年
臨床精神病理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
障害者（児）心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		1
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2		1
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		1・2
健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2		1・2
心理実践実習Ⅰ※	1		1
心理実践実習Ⅱ※	3		1・2
心理実践実習Ⅲ※	3		1・2
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅳ）※	2		2
心理実践実習Ⅴ※	1		2
計	28		

※心理実践実習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の時間は450時間以上とする。実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）とする。

医療創生大学大学院学則

平成4年4月1日
制 定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 医療創生大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部にてける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道德的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

(構 成)

第2条 本大学院に次の研究科を設ける。
生命理工学研究科
人文学研究科

(課程及び専攻)

第3条 本大学院の各研究科に次の課程及び専攻を置く。

生命理工学研究科	修士課程	生命理工学専攻
	博士後期課程	生命理工学専攻
人文学研究科	修士課程	臨床心理学専攻

第3条の2 研究科専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

(修業年限と在学年限)

第4条 本大学院各研究科修士課程の修業年限は2ケ年とする。
ただし、第17条の2に定める履修方法による場合はこの限りではない。

本大学院修士課程に4ケ年を超えて在学することはできない。

本大学院研究科博士後期課程の修業年限は3ケ年とする。

ただし、第17条の2に定める履修方法による場合はこの限りではない。

本大学院博士後期課程に6ケ年を超えて在学することはできない。

本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす際、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。

(収 容 定 員)

第5条 本大学院研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
生命理工学研究科	修士課程	生命理工学専攻	5名	10名
	博士後期課程	生命理工学専攻	2名	6名
人文学研究科	修士課程	臨床心理学専攻	10名	20名

第2章 教員組織

(教 員)

第6条 本大学院各研究科に、以下の教員を置く。

- 研究科長
- 研究科専攻長
- 研究科教授会の議を経て学長が委嘱する教授、准教授、講師、助教
- 前項第2号のほか、各専門領域にプログラム長を置くことができる。
- 第1項第3号のほか、研究科教授会の議を経て学長が委嘱する特任教授、特任准教授、客員教授、客員准教授を置くことができる。

第6条の2 大学院の管理運営は、研究・大学院部長が行う。

第3章 研究科教授会

(組 織)

第7条 本大学院研究科に、本則第8条に掲げる事項を審議するため研究科教授会をおく。

- 研究科教授会は、研究科長、研究指導教員及び研究・大学院部長の指名する者を以て組織する。
- 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。
- 研究科教授会の運営については、別に定める。

(審 議 事 項)

第8条 研究科教授会は、当該研究科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 学生の入学及び卒業に関する事項
- 学位の授与に関する事項
- 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
- 研究科教授会は、前項に定めるもののほか、当該研究科の教育研究

に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。

3 第1項第3号及び前項に定める事項については、研究科教授会運営細則に定める。

(連合委員会)

第9条 学長、学長代行、研究・大学院部長が必要と認めるとき、連合の研究科教授会を開くことができる。

第4章 自己点検・評価等

(大学院自己点検・評価等)

第10条 本大学院に関する自己点検・評価については、本学自己評価運営委員会の規定の定めるところによる。

第10条の2 本大学院に関するファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の規定の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第12条 学年を分けて、前学期（自4月1日、至9月21日）、後学期（自9月22日、至翌年3月31日）とする。

2 学長は必要により学期の開始終了について、変更することができる。

(休 日)

第13条 休業日は、下記のとおり定める。

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
- 夏期休業日 7月22日から 9月21日まで
- 冬期休業日 12月25日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により前項の休業日を変更し、学期中に臨時に休業し、又は休業日に臨時に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第14条 本大学院の生命理工学研究科、人文学研究科の授業科目、単位数及びその履修方法は別表第2のとおりとする。

第14条の2 大学院におけるメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時パソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(履 修 要 件)

第15条 本大学院修士課程においては専攻の授業科目について30単位以上を履修し、学位論文を提出し、さらに最終試験を受けなければならない。

(履修科目の申告)

第16条 履修しようとする授業科目については当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに、事務局に申告しなければならない。

(他研究科及び他大学の大学院の授業科目の履修又は留学)

第17条 指導教授が必要と認め、かつ研究・大学院部長が認める場合は、所定の手続きを経て本大学院の他の研究科の授業科目を指定して履修させることができる。

2 他大学大学院の授業科目の履修及び研究指導が教育上有益であると研究・大学院部長が認めるときは、他大学院の授業科目の履修、研究指導を受けることができる。

3 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学することが教育上有益であると研究・大学院部長が認めるときは、留学することができる。

4 留学の期間は、1年に限り在学年数に算入することができる。

5 前項の規定により修得した単位及び修学の成果は、本大学院において修得した単位及び修学の成果とみなす。

6 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は10単位までとする。

7 入学する前に、修得した単位及び修学の成果は、本大学院において修得した単位及び修学の成果とみなす。

8 第7項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとする。

9 第6項、ならびに第8項の修得したものとみなすことができる単位数の合計は20単位までとする。

10 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条の2 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、医療創生大学大学院長期履修規程の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(公認心理師)

第18条 本大学院修士課程において、公認心理師の受験資格を受けようとする者は、別表第4に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

らない。

第7章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第19条 本大学院において所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期あるいは学年末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第20条 試験の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の試験成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、及びCは69点から60点とし、59点以下はFとする。

3 前各項の規定にかかわらず、他大学院等において習得した単位を認定する場合は、Tで表す。

4 学位論文の成績の評価の方法は、研究科教授会で定める。

5 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(論文提出と研究計画の承認)

第21条 修士及び博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の主題とその研究計画書を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文の提出)

第22条 修士及び博士の学位論文は、PDF形式で作成し、当該指導教員を通じて教務学生課に提出するものとする。

(学位論文の提出期限)

第23条 修士及び博士の学位論文は、在学期間中に提出せしめ、又審査を終了するものとする。

(論文の審査)

第24条 修士及び博士の学位論文の審査は、審査会がこれにあたる。

2 論文の審査基準については、別に定める。

(審査の報告)

第25条 審査会は審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科教授会に提出しなければならない。

(最終試験)

第26条 最終試験は、審査委員が学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

(論文と最終試験の判定)

第27条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査会の報告に基づき、当該研究科教授会が決定する。

2 研究科委員会の議を経た判定結果は、学長に報告するものとする。

第8章 課程修了の要件及び学位の授与

(課程修了要件)

第28条 修士課程を修了するためには、2年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について、生命理工学専攻では16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(1) 第31条2項3号に定める入学資格により、生命理工学専攻(博士後期課程)へ入学した者においては、専攻の定める所要授業科目の16単位に加え、生命理工学専攻(修士課程)の定める所要授業科目のうち、14単位以上を修得しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものと研究科教授会において認めた場合、および第4条に定める勘案期間を含めて、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項の修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とする。

(学位の授与)

第29条 本大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は本学学位規則の定めるところによる。

第9章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第31条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者
(2) 文部科学大臣の指定した機関によって大学卒業の学力を有すると認定された者

(3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を終了した者

(4) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者
(2) 外国において修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
(3) 本大学院において大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定した者

(入学志願手続)

第32条 本大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書
(2) 履歴書
(3) 最終出身学校長の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
(4) 最近撮影の写真
(5) その他大学が必要と認めた書類

2 本大学院の博士後期課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書
(2) 履歴書
(3) 修士課程の学位取得証明書または見込証明書及び成績証明書
(4) 最近撮影の写真
(5) その他大学が必要と認めた書類

(入学考査)

第33条 入学志願者に対しては、学力、その他について考査する。

2 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第34条 入学を許可された者は別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙に依る保証人署名の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第35条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第36条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き2ヶ月以上休学することができないときは、学長の許可を得て、1ヶ年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合、引き続き休学を許可するが、通算して2ヶ年をこえることができない。

2 休学期間中でも、その事由が終了したときは、届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学中の学費)

第37条 前条第1項により休学を許可された者(以下「休学者」という)は別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

第38条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

第39条 学生が、次の各号の1に該当する場合は、学長は当該研究科教授会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

(1) 正当な理由なく長期に亘り欠席し、成業の見込みがないと認められる者
(2) 所定の学費を納入しない者
(3) 修士課程において、同一専攻に在学4年におよんでなお修了できない者
(4) 博士後期課程において、同一専攻に在学6年におよんでなお修了できない者

(再入学)

第40条 やむを得ない事由で退学した者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、第43条に規定する罰則により退学した者については、再入学は許可しない。

第10章 学費

(学費)

第41条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費とし、別表第3のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費は、所定の期日までに納めなければならない。なお、2期に分けて納めることができる。

4 博士の学位論文の審査に際し、別表第3に定める博士論文審査料を納付しなければならない。

5 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

6 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第11章 賞罰

(表彰)

第42条 品行方正で学業優秀な者、または、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(罰 則)

- 第43条 本大学院学生にして、学生の本分に反する行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学または除籍、退学処分に付される。
- 2 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 大学秩序を乱し、その他本大学院学生としての本分に反した者
 - (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第12章 委託生、聴講生、外国人学生

(委 託 生)

第44条 他の大学院又は外国の大学院の委託により、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する場合は、当該他の大学院等と協議して定めるところにより、研究科において委託生として受け入れを許可することができる。

(聴 講 生)

第45条 本大学院における授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、研究科において、選考の上聴講を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は学年始めとする。

(外国人学生)

第46条 外国人で本大学院に入学を希望する場合は、研究科において、選考の上外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は収容定員外とすることができる。

第47条 委託生、聴講生及び外国人学生に対しては、学生に関する規程のすべてを準用する。

- 附 則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前の入学生については、別表第3（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）は平成15年度以前の入学生についても適用する。
- 附 則 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、別表第3（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第21条に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成31年度の入学生については、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
理工学研究科	修 士 課 程	物質理学専攻	7名	14名
		物理工学専攻	7名	14名
人文学研究科	博 士 課 程	物質理工学専攻	2名	6名
		日本文学専攻	5名	10名
	修 士 課 程	英米文学専攻	5名	10名
		社会学専攻	5名	10名
		臨床心理学専攻	10名	20名
	博 士 課 程	日本文学専攻	2名	6名

- 附 則 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の生命理工学研究科、人文学研究科の入学生については、従前の例による。

学位規程

平成4年4月1日
制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の規定に基づき、本学において授与する学位にかかわる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次の通りとする。

(1) 学士の学位

学 部	学 科	学 位
薬 学 部	薬 学 科	学士(薬学)
看 護 学 部	看 護 学 科	学士(看護学)
健康医療科学部	作 業 療 法 学 科	学士(作業療法学)
	理 学 療 法 学 科	学士(理学療法学)
心 理 学 部	臨 床 心 理 学 科	学士(心理学)
国際看護学部	看 護 学 科	学士(看護学)
総合医療学部	理 学 療 法 学 科	学士(理学療法学)
	看 護 学 科	学士(看護学)
	心 理 学 科	学士(心理学)
	作 業 療 法 学 科	学士(作業療法学)

(2) 修士の学位

研究科	専 攻	学 位
生命理工学研究科	生 命 理 工 学 専 攻	修士(生命理工学)
人文学研究科	臨 床 心 理 学 専 攻	修士(臨床心理学)

(3) 博士の学位

研究科	専 攻	学 位
生命理工学研究科	生 命 理 工 学 専 攻	博士(生命理工学)

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、医療創生大学学則に定めるところにより、卒業と認められた者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、医療創生大学大学院学則に定めるところにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、博士後期課程を修了したと認められた者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出て、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

2 前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

3 前条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

4 研究科長は、第1項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科教授会の審査に付さなければならない。

5 学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出させることがある。

(論文の審査)

第7条 論文の審査は、研究科教授会の定める審査委員会がこれに当たる。

2 審査委員会は、学位論文に関連する学科目を担当する本学の教員3人以上の委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員は、研究科教授会の議を経て研究科長が指名するものとする。

5 審査に当たっては、第5条第2項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。

6 審査にかかわる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(最終試験)

第8条 最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関連する専攻の授業科目及び1箇国以上の外国語について、口答又は筆記試験によって行う。

(審査及び最終試験期間)

第9条 修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね3箇月以内に修了するものとする。

2 学位論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に学位論文

の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。

(審査の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科教授会に報告するものとする。

(判 定)

第11条 研究科教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の可否を議決する。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科教授会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第13条 学長は、前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。

(博士論文等の公表)

第14条 研究科教授会は、博士の学位を授与した日から3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科教授会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。

4 第2項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文(博士)」、前項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(報 告)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称)

第16条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位の授与を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、研究科教授会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合

(2) 名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑 則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会若しくは研究科教授会の意見を聴いて、学長が定める。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、学士の学位については、平成3年度卒業生にも適用する。

附 則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

学生規程

〔 令和3年4月1日 〕
制 定

(趣 旨)

第1条 本規程は医療創生大学学則（以下「学則」という）及び医療創生大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に基づき、医療創生大学学部学生及び医療創生大学大学院学生（以下「学生」という）が守るべき事項について定めるものとする。

(誓 約 書)

第2条 本学の学生になろうとする者は、誓約書を提出しなければならない。
2 本学の学生となった者は、前項の誓約を守らなければならない。
3 保証人は保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び学費の納入について、その責に任ずる者とする。
4 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所等を変更したときは速やかに届出なければならない。

(学 籍 簿)

第3条 学生は、必要事項を学籍簿に記入して入学後速やかに提出しなければならない。
2 学籍簿の提出後、記載事項に変更のあった場合は速やかに変更届を提出しなければならない。

(学 生 証)

第4条 学生は、入学の際に学生証の交付を受けるものとする。
2 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員から求められたときには直ちにこれを提示しなければならない。
3 学生は、学生証を紛失もしくは汚損したとき又は記載事項に変更が生じたときには所定の手続きにより、再交付を受けなければならない。
4 学生証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
5 学生は、卒業・修了、退学又は除籍等により学籍を失ったとき及び有効期限を経過したときは速やかに学生証を返却しなければならない。

(学 費)

第5条 学生は、学則第50条及び大学院学則第41条に基づき、所定の金額を学費として納入しなければならない。
2 学費は入学時を除き、次の納入期限までに納入するものとする。
前期学費納入期限 4月30日
後期学費納入期限 10月31日
3 前項の納入期限までに学費納入が困難な者は、延納願を大学が指定する期日までに提出しなければならない。
4 学費未納、かつ、延納願の提出のない場合は、授業を受講してはならない。
5 延納願の提出があった場合において、次の期限を過ぎて学費納入がなかった場合、除籍とする。
前期学費延納期限 8月31日
後期学費延納期限 1月31日
6 納入期限の期日が金融機関休業日の場合、金融機関の前営業日までに納入するものとする。

(学費未納による除籍)

第6条 学則第48条又は大学院学則第39条により除籍となった者の除籍日は、死亡した場合を除き学費が納入された学期の末日とし、除籍決定日は学長決裁日とする。
前期学費未納除籍日 前年度3月31日
後期学費未納除籍日 9月21日

(休学、退学、復学)

第7条 学生は、学則第44条、同第46条又は大学院学則第36条、同第38条に基づき休学、退学をしようとする場合には、チューター教員（大学院学生の場合は指導教員）又は学年主任、学科長との面談の後、所定の用紙を事務局に提出し、所属学部の教授会（大学院学生の場合は所属の研究科教授会）の議を経て学長の許可を受けなければならない。
2 次の休学申出期限までに休学を申し出た場合、学則に定められた在籍手数料を納入することによって休学することができる。ただし、期限を過ぎて休学を申し出る場合、申し出時において学費が納入されていない限りはならない。
前期及び通年休学の申出期限 5月30日
後期休学の申出期限 11月30日
3 学則第44条5項又は大学院学則第36条2項により復学する場合、大学が指定する期間内に復学願を事務局に提出しなければならない。
4 休学中の学生が、前項の復学手続き又は休学期間の延長の手続きを行わなかった場合、休学期間満了をもって除籍とする。

(健康診断)

第8条 学生は、毎年1回以上定期的又は臨時に健康診断を受けなければならない。

(学 友 団 体)

第9条 学部学生が学内において団体（以下「学友団体」という）を設立する場合は、所定の用紙に規約又は会則を添えて提出し許可を受けなければならない。
2 前項の学友団体の設立にあたっては、本学の専任教職員のうちから顧問を定めなければならない。
3 学友団体は、学友会に所属することとし、別に定める学友会規約を遵守しなければならない。

(活動の制限等)

第10条 学友団体が次の各号の事項に該当するときは、学長は当該学友団体の活動を停止することができる。
(1) その行為が本学の定めた諸規則に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究活動に支障をきたす恐れがあると認められるとき。
(2) 学友団体の活動中に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき。
(3) 学友団体の会員が不祥事に關係し、かつ、それが当該学友団体の活動と密接な関連があったとき。

(学生の施設利用)

第11条 学生又は学友団体が、学内施設を占有して使用しようとする場合は事務局に届出し許可を受けなければならない。
2 施設の使用にあたっては、時間を厳守し、使用後は用具を戻し清掃を行わなければならない。
3 学内の施設及び工作物を故意に汚損、撤去及び破壊した場合には、学生懲戒規程に基づき処分するとともに損害を弁償させるものとする。

(課外行事の開催又は参加)

第12条 学生又は学友団体が学内又は学外において行事を行う又は参加しようとする場合には、実施の7日前までに（海外については2ヶ月前）までに事務局に活動届を提出し許可を受けなければならない。

(海外渡航)

第13条 学生が海外渡航（留学生においては帰国）する場合には、出発日の10日前までに事務局に海外渡航届を提出しなければならない。

(通 学)

第14条 学生が自動車及び自動二輪車等を使って通学する場合は、事務局に届出し許可を受けなければならない。
2 自動車及び自動二輪車等を駐車する場合は、大学が指定する駐車場を使用しなければならない。

(事故等の報告)

第15条 学生又は保証人は学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者になった場合は、速やかに事務局に報告をしなければならない。

附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和7年4月1日から施行する。

医療創生大学大学院長期履修規程

〔 令和6年4月1日 〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療創生大学大学院学則第17条の2の規定に基づき、医療創生大学大学院における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、大学院生命理工学研究科において修学を希望する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限に一年を加えた期間とし一年単位で認める。

(在 学 期 間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、大学院学則第4条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、大学院学則第36条の定めるところによる。

(手 続)

第6条 長期履修を希望する者は、長期履修を希望する始期の前学期の生命理工学研究科が定める期日までに、別紙申請書により研究・大学院部長を経て、学長に申し出るものとする。ただし、生命理工学研究科に入学する者にあつては、入学前の生命理工学研究科が定める期日までに申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出があつたときは、研究・大学院部長の推薦を経て、長期履修を許可するものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。

- 2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。
- 3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(学 費)

第8条 長期履修を認められた者に係る学費の取扱いについては、医療創生大学大学院学則の定めるところによる。

- 2 長期履修の期間を短縮する場合の学費は、当該課程修了までに通常の履修方法によって納める学費の総額に不足している分の学費を定められた期日までに納めなければならない。
- 3 長期履修の期間を超えて在籍する場合の学費は、長期履修の期間を超えた年度以降、通常の履修方法により納めるべき金額を納付しなければならない。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、大学評議会において定める。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

研究生規程

〔昭和63年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 医療創生大学学則(昭和62年4月1日。以下「学則」という。)第59条第2項による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(入 学 資 格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(出願手続及び入学許可)

第4条 研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。

2 研究生の入学は、学科長、学部長を経由して教授会の議を経て、学長が許可する。

(入 学 時 期)

第5条 入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(研 究 期 間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。

2 前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して所定の書類を提出し学長の許可を得るものとする。

(研 究 報 告)

第7条 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科長、学部長を経由して、学長に提出するものとする。

(研 究 証 明 書)

第8条 研究生には、研究証明書を交付することができる。

(研究生の退学及び除籍)

第9条 研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願出しなければならない。

2 研究生で研究の実があげられないとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて除籍する。

(雑 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

(準 用)

第11条 前各条以外の規定については、学則を準用する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

研究生申込手続要領

1. 出 願 資 格

大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとするもの。

2. 出 願 書 類

- (1) 検定料納入票(所定用紙)
- (2) 医療創生大学研究生願書(所定用紙)
- (3) 履歴書(所定用紙、写真を貼ること。)
- (4) 出身学校卒業証明書(本学の卒業者は、不要とする。)
- (5) 可否通知送付用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る。)
- (6) 健康診断書
- (7) 所属長の承諾・確約書(在職中の者)
- (8) 外国人の場合は、前各号のほか次の書類を必要とする。
ア 外国人登録原票の写し(在留資格及び在留期間の記載のあるもの)
イ 身元保証書(日本在住者のもの)

3. 検 定 料

25,000円 願書受付日に納入すること。

4. 願書受付期間・受付場所

[通年・前学期] 2月1日から2月28日まで

[後 学 期] 7月1日から7月31日まで

ただし、外国人の受付期間については、この限りではない。

受付は、教務学生課とし、受付時間は10時から15時までとする。

5. 選 抜 方 法

原則として書類選考とする。ただし、必要があれば、面接を行う。

6. 指導教員(専任講師以上)

指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくことが望ましい。

7. 入学の時期及び期間

入学の時期は、学期の始めとする。期間は、1年以内とする。

[通 年] 4月1日から3月31日まで

[前 学 期] 4月1日から9月30日まで

[後 学 期] 10月1日から3月31日まで

ただし、研究生規程第5条により、学期の途中で入学が認められた者は、月初めの1日からとする。

8. 合 格 発 表

合格、不合格とも本人あてに郵送で通知する。

[通年・前学期] 3月中旬

[後 学 期] 8月中旬

9. 研 究 指 導 料

総合医療学部理学療法学科 200,000円

総合医療学部看護学科 300,000円

総合医療学部心理学科 200,000円

総合医療学部作業療法学科 200,000円

生命理工学研究科 200,000円

人文学研究科 150,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費(実験、実習費等)は、別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研究指導料は、2分の1とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項

1. 合格者の手続

合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研究指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。

提出書類:

- (1) 研究指導料納入票(所定用紙)
- (2) 誓約書(所定用紙、保証人連帯とする。)
- (3) 本人の住民票原本の写し又は登録原票記載事項証明書(市区町村役場発行のもの)
- (4) 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、裏面に氏名を記入する。)

2. そ の 他

研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科長、学部長を経て学長に提出するものとする。

科目等履修生申込手続要領

1. 科目等履修生となるための資格・受講条件等

- (1) 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目の担当者が決定し、実施する。
- (2) 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
- (3) また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- (4) 受講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- (5) 受講期間は1年間とする。

2. 出願期間

通年・前期 3月11日～3月16日
後期 8月24日～8月31日
平日 9:00～16:00
土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- (1) 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
 - ・志願票-1（本学所定の様式）
 - ・志願票-2（本学所定の様式）
 - ・履歴書（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
 - ・健康診断（一般健康診断（学校保健法により、胸部レントゲン写真を検査項目に必ず含むもの、検査結果1年以内有効）
- (2) 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は3月末日までに、後期の履修を希望する者は9月中旬までに通知する。
- (3) 受講を許可された者は、通知後、1週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を提出すること。手続完了後、科目等履修生証を交付する。

4. 登録料

10,000円

※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5. 受講料

（1単位につき）10,000円

※本学卒業生の場合は「（1単位につき）5,000円」とする。

※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として受講料は返還されない。

6. その他

受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務学生課へ返還すること。

聴講生申込手続要領

1. 聴講生となるための資格・受講条件等

- (1) 教養を深めることを目的として聴講を希望する者は学歴等の資格を問わない。但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
- (2) 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り聴講生としての受講を認める。
- (3) 原則として実験・実習・実技を伴う科目の受講は認めない。また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- (4) 聴講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- (5) 聴講期間は1年間とする。

2. 出願期間

通年・前期 3月11日～3月16日
後期 8月24日～8月31日
平日 9:00～16:00
土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- (1) 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
 - ・志願票-1（本学所定の様式）
 - ・志願票-2（本学所定の様式）
 - ・履歴書（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
- (2) 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は3月末日までに、後期の履修を希望する者は9月中旬までに通知する。
- (3) 受講を許可された者は、通知後、1週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を提出すること。手続完了後、聴講生証を交付する。

4. 登録料

10,000円

※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5. 聴講料

（1単位につき）6,250円

※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として聴講料は返還されない。

6. その他

- (1) 聴講科目の単位認定は行わない。
- (2) 受講する際は、必ず聴講生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに聴講生証を教務学生課へ返還すること。

学校法人医療創生大学 個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1 基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても、平成17年4月1日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人医療創生大学（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応えていきます。

2 組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1. 業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2. 個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3. 個人情報管理責任者を大学及び法人事務局に選任し、大学及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4. 関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5. 本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6. 本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

3 個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

【安全対策】

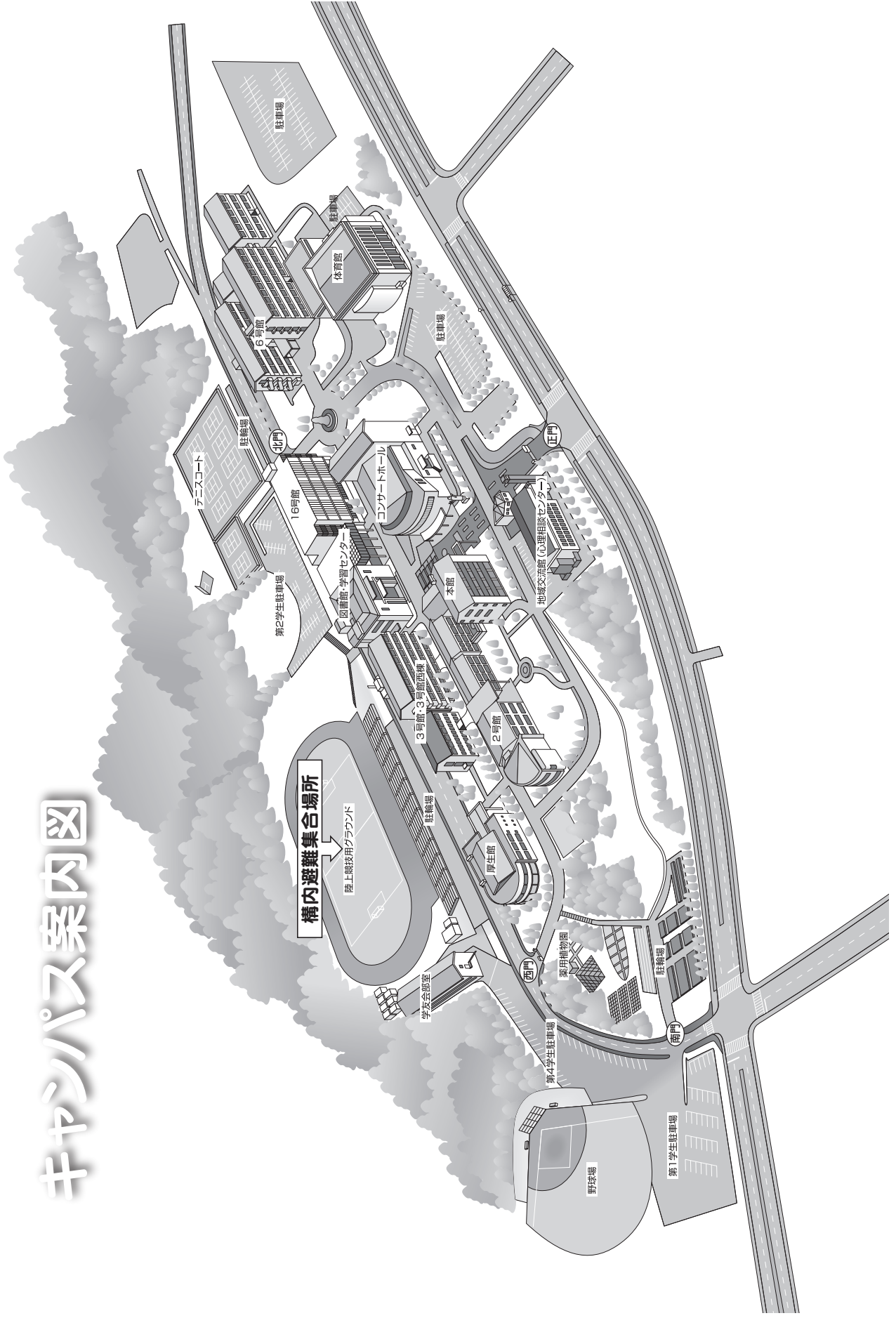
個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、医療創生大学では、以下の目的で個人情報を取扱います。

- ① 本学の研究・教育に利用する。
- ② 学生の指導・助言に利用する。
- ③ 本学の教育改革・教育改善に利用する。

キャンパス案内図



1. 「履修の手引」は、みなさんが学位取得するうえで必要不可欠な履修に関する事項を収録したものです。修了時まで使用します。
2. 「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合はC-Learning等でお知らせします。

履修の手引（大学院）

2026年度入学者用

2026年4月1日 発行

医療創生大学

〒970-8551

福島県いわき市中央台飯野5-5-1

TEL 0246(29)5111(代)

非売品

学籍番号					
氏名					